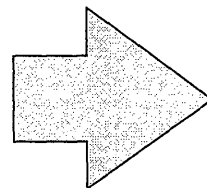


地域雇用開発促進法に基づく地域類型と支援措置の見直し

現行

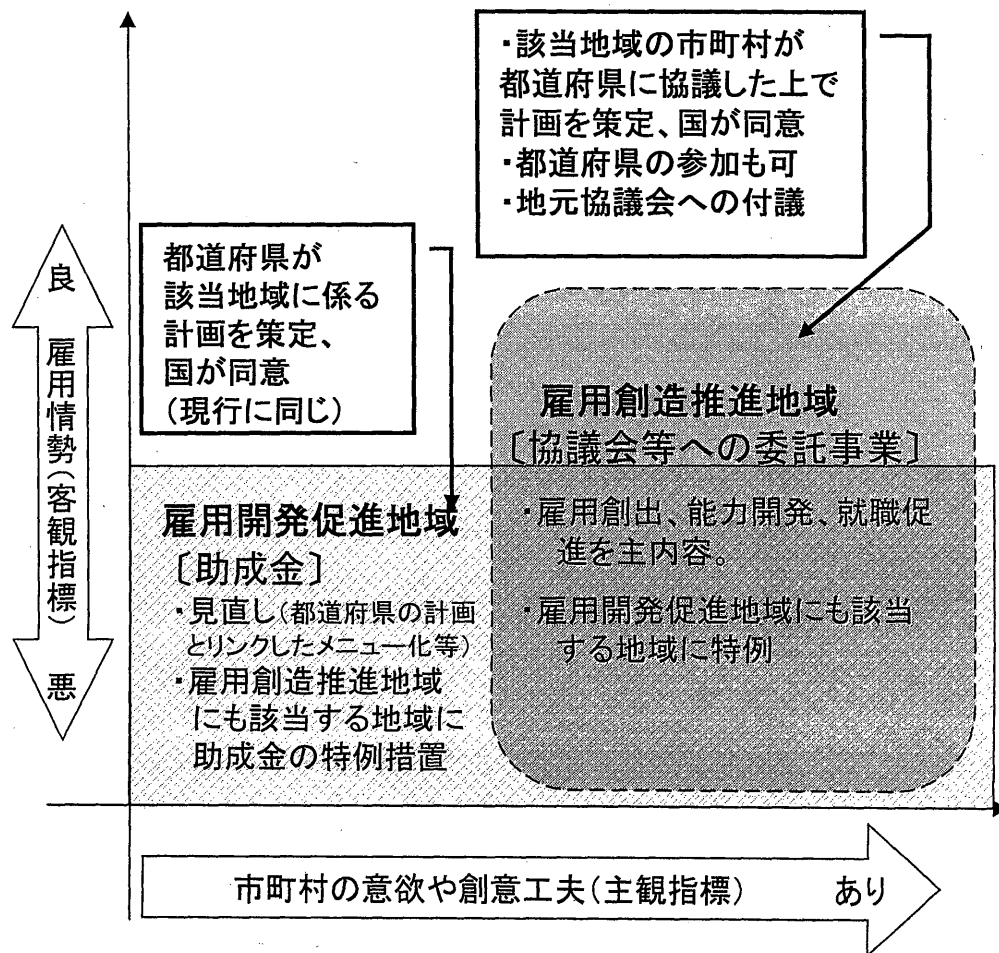
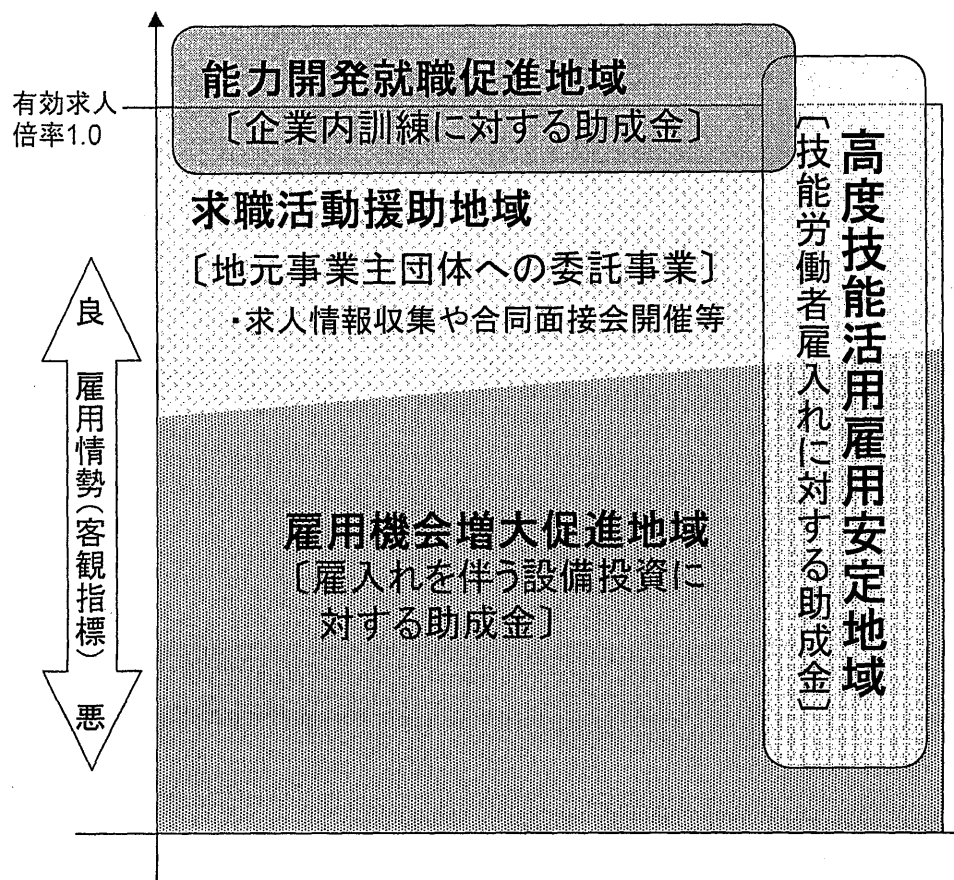
○雇用情勢に応じて、都道府県が地域（4類型）を設定し、計画を策定する。
→助成金等



見直し後

○雇用情勢と地域の意欲・創意工夫に応じた2地域類型。

- ・雇用情勢が特に厳しい地域 → 助成金
- ・地域の意欲が高い地域 → 市町村等の創意を活かした委託事業



平成19年度 地域雇用対策関係予算（概算要求）

1. 助成金

- 地域雇用開発助成金（仮称）等 54.7億円
地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域（仮称）その他の雇用開発が必要な地域において、雇用開発を促進するための奨励金を支給し雇用構造の改善を図る。
- キャリア形成促進助成金（地域雇用開発能力開発助成金（仮称）） 93百万円
地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域（仮称）内に所在する事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。

2. 地域雇用創造推進事業（仮称） 16.8億円

地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、雇用創造推進地域（仮称）による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造に係る取組を促進するため、雇用創造推進地域（仮称）内の市町村、経済団体等から構成される協議会の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等を内容とする事業を、当該協議会に委託して実施する。

雇用保険3事業で実施する地域雇用対策に係る事業の見直し類型について
(地域雇用開発促進法関連)

	事業名	事業概要	見直し類型
雇用安定事業	地域雇用開発促進助成金 (地域雇用促進特別奨励金)	雇用機会が量的に不足している地域等に事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、事業所の設置・整備費用について雇い入れ規模に応じて助成。	施策としては原則継続。必要に応じ手法の改善を行う。
	地域雇用開発促進助成金 (地域高度人材確保奨励金)	高度な熟練技能者が多数就業している地域において、高度技能労働者を受け入れ、又は当該受入れに伴いその地域に居住する求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、その雇入れ等に係る費用について助成。	施策としては原則継続。予算額の適正化等が必要。
	地域産業施策連携推進事業	地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って、求職活動援助地域の求職者に対して、都道府県との共同プロジェクトにより特定産業に関する理解促進等を行う事業を実施する。	雇用安定等事業としては廃止することが適当。
	地域求職活動援助事業	地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って、求職活動援助地域の求職者に対して、人材受入情報の収集・提供、企業合同説明会、職業講習等を実施する。	雇用安定等事業としては廃止することが適当。
能力開発事業	キャリア形成促進助成金 (地域人材高度化能力開発助成金)	地域雇用開発促進法の規定に該当する一定の地域内に所在する事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。	施策としては原則継続。必要に応じ手法の改善を行う。

※ 平成18年8月4日 職業安定分科会雇用保険部会資料より抜粋